

各 局 室 区 長 様

副市長 砂 田 慎 治  
副市長 三 浦 淳  
副市長 菊 地 義 雄

## 平成 26 年度予算の執行抑制について（通知）

平成 26 年度予算執行方針については、予算及び決算規則（平成 7 年規則第 10 号。以下「規則」という。）第 12 条の規定に基づき、財政局長から平成 26 年 3 月 31 日付け、25 川財財第 600 号で各局室区長あてに通知しているところである。

この中においても、「予算執行段階における財源の確保や効率的・効果的な執行に向けた取組が不可欠」とした上で、歳入は、「あらゆる財源対策を講じて、平成 26 年度予算を編成していることを十分に認識し、全力をあげて歳入の確保に取り組むこと」、歳出は、「事務事業の執行にあたっては、最小の費用で所期の目的が達成し得るよう執行方法等の検討を十分に行い、徹底した経費の節減に取り組むこと」としている。

一方、平成 26 年 7 月 25 日に閣議報告された「普通交付税大綱」においては、本市の**普通交付税及び臨時財政対策債の額**が歳入予算計上額 169 億円余に対し、その決定額は 102 億円余と約 67 億円下回ることとなり、**このまま推移すれば一般会計の赤字決算が避けられない極めて厳しい状況**となった。

こうした状況から、平成 26 年度予算執行について次のとおり**緊急措置を講じる**こととし、さらなる**歳入の確保及び徹底した歳出の抑制**に取り組み収支均衡を図るものとし、各局室区長は、次により適切に対応するよう通知する。

なお、今回の緊急措置によってもなお赤字が避けられない状況である場合は、さらなる**追加措置**を行う。

### 1 緊急措置の内容

#### (1) 歳入

- ア 市税、保育料、保険料、使用料・手数料等の収入率の向上、その他あらゆる手法を用いた債権の確保
- イ 国・県支出金等の特定財源の確保
- ウ その他、あらゆる歳入の確保

#### (2) 歳出

- ア 契約差金、執行差金の凍結
- イ 投資的経費（普通建設事業費及び維持補修費）のうち、単独事業の執行抑制
- ウ 管理的経費及び政策的経費の執行抑制
- エ その他、徹底した経費の節減と今後見込まれる追加財政需要への対応の原則停止

## 2 執行抑制措置

あらゆる財源確保策による歳入増や執行済予算の不用による歳出減を見込んだとしてもなお**多額の財源不足**が見込まれるため、**全ての局室区**を対象に次のとおり**執行抑制措置**を行う。

### (1) 各局室区への割当

平成 26 年度当初予算における各局室区予算の**一般財源**（人件費、公債費、法定義務的扶助費等を除く。）のうち**1%相当額**を執行抑制額として割り当てる。

※ 港湾費については港湾使用料等充当額の 1%とする。

### (2) 対象事業の選定

ア 各局室区において執行抑制する対象事業を選定し、執行抑制割当額を捻出すること。

イ 複数の款を所管する局においては捻出元の款を問わず、局割当額の合計額を捻出すること。

ウ 規則第 13 条第 4 項の規定に基づき区長等へ令達している予算、及び規則第 17 条第 1 項に基づき他の局長へ配当替えしている予算については、それぞれ令達元・配当替え元において検討すること。